

会 議 録 (案)

会議の名称	平成 25 年度第 2 回茨木市新型インフルエンザ等対策審議会
開催日時	平成 26 年 2 月 13 日 (木) (午前・ 午後) 2 時 00 分 開会 (午前・ 午後) 2 時 45 分 閉会
開催場所	茨木市保健医療センター 3 階 第 1 会議室
会 長	木村 富紀 (立命館大学薬学部薬学科教授)
出席者	木村 富紀 (立命館大学薬学部薬学科教授) 松島 由美 (茨木市医師会会員) 望月 道彦 (茨木市薬剤師会副会長) 土生川 洋 (茨木保健所所長) 【 4 人】
欠席者	永松 伸吾 (関西大学社会安全学部・大学院社会安全研究科准教授)
事務局職員	石津健康福祉部長、牧原保健医療課長、重留保健医療課参事 高橋保健医療課長代理、岩片保健医療課保健師長、 吉田総務部次長兼危機管理課長、多田危機管理課長代理、係員 2 人 【 9 人】
開催形態	公開
議題 (案件)	(1) 茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画について ①第 1 回茨木市新型インフルエンザ等対策審議会での意見とその対応 ②茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案) に対する大阪府の意見等とその対応 ③パブリックコメント募集結果とその対応 (2) その他
配布資料	資料 1 第 1 回新型インフルエンザ等対策審議会での意見とその対応 資料 2 茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案) に対する大阪府の意見等とその対応 資料 3 意見等募集の結果について 資料 4 (仮称) 茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案) 資料 5 茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案) (概要) 参考 1 茨木市新型インフルエンザ等対策実施体制の比較 参考 2 茨木市新型インフルエンザ等対策本部に設置する部 (案) 参考 3 (仮称) 茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案) (修正前)

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>本日は、お寒い中、また、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、第2回茨木市新型インフルエンザ等対策審議会を開催させていただきます。</p> <p>会議に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料につきましては、委員の皆様には、事前に送付させていただいておりますが、本日の次第の他、資料1から5、参考資料として1から3の8点となっております。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、木村会長よろしく願いいたします。</p>
木村会長	<p>昨年12月に続きまして、2回目の開催となります。本日も限られた時間内に有効な意見交換をお願いしたいと考えておりますので、どうぞ円滑な進行に、ご協力のほどよろしく願いいたします。</p> <p>はじめに事務局から、委員の出席状況について、ご報告をお願いします。</p>
事務局	<p>委員総数5人のうち、ご出席は4人、永松副会長から欠席のご連絡をいただいております。</p>
木村会長	<p>本日は、過半数のご出席をいただいておりますので、当審議会規則第6条第2項により、会議は成立いたしております。</p> <p>本審議会の運営につきましては、前回の会議でご承認いただきましたとおり原則公開としております。また、議事録も公開となっておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>また、議事録は市のホームページに掲載されますが、ご発言いただいた委員のお名前が掲載されますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、公開に伴い、本日はお一人の方が傍聴される予定です。係の方はご案内をお願いいたします。</p> <p>それでは、議題に移らせていただきます。</p> <p>お手元の、本審議会次第をご覧ください。</p> <p>議題(1)の「茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について」を議題とします。事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>では、事務局からご説明いたします。座らせていただきます。お手元の資料1をご覧ください。</p> <p>第1回当審議会におきまして、委員の皆様からいただきましたご意見を大きく4点にまとめ、その対応について記載させていただいております。</p> <p>まず、項番1でございます。「要援護者の支援の中心となる地域コミュニティや自主防災組織の活用などの役割についての記載が不足している」というご意見につきましては、資料4の計画案の24ページ中段をご覧ください。(3)情報提供・共有 アの(ア)の中に、「各種媒体を活用するとともに地域関係団体等と連携するなど、継続的にわかりやすい情報提供を行</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>う」と記載しております。</p> <p>次に、42ページをご覧ください。42ページの(5)医療、1行目になります。「関係団体の協力を得ながら在宅で療養する患者への支援」というように、「関係団体の協力を得ながら」というように記載させていただいておりますので、それで対応することとさせていただきます。</p> <p>では項番2でございます。「緊急事態宣言区域に指定された場合、どのサービスがどの程度低下するのか書かないといけない」というご意見を頂戴しております。ここでいう「事業者」とは、市のみではなく、民間を含むすべての事業者を指すもので、本計画に具体的に示すのは、困難と考えております。今後、市が作成します業務継続計画等において、業務の優先順位を示すなどとともに、マニュアル等において、本市が提供できるサービスの低下についてもどこまで掲載できるのかも含め、記載を検討してまいりたいと思っております。</p> <p>では次に、項番3でございます。「2009年における新型インフルエンザのデータから、本市の医療のキャパシティを把握できないか」というご意見を頂戴しております。1月6日に木村会長の方から、追加のご意見もいただきました。追加のご意見も含めまして、当時の発生状況を確認したところ、平成21年5月17日から7月24日までに、新型インフルエンザの感染が確認された市民の方は42人でした。実際に診察を受けた患者さんは約300人と把握しております。当時は想定外の状況に、保健所を中心に、医療体制を整えるのにかなり大変でありました。今後、新型インフルエンザ等が発生した際につきましても、初期は、強毒性を疑っての対応となりますので、体制整備が整うまでの混乱は、ある程度は仕方がないと考えております。ただ今後は、保健所所管区域を単位としまして、発生国からの帰国者にあっては、帰国者・接触者相談センターを経て、帰国者・接触者外来を受診することとなっており、市も、搬送体制の確保に協力するなど、府の役割、保健所の役割、市の役割が明記されましたので、多少なりとも混乱は避けられるのではないかと考えております。</p> <p>参考となりますが、資料1-①をご覧ください。大阪府のホームページから抜粋しました医療体制になっております。ここで見ていただいたら分かるように、茨木市は、精神科や療養型を除いた一般病床数が1,595床、表2からわかるように、人口10万単位の医師数が156.5人というように、吹田市や高槻市と比べますと、少ない状況であると認識しております。医療体制の整備につきましても、保健所が中心となりますが、市も全力をあげて協力体制をとることに努めてまいりたいと思っております。</p> <p>この点につきましても、計画の中で具体的には記載しませんが、大阪府が事前に協力医療機関の登録を実施しますとともに、本市もそれに協力体制をとってまいります。また、少し主旨とは違いますが、今後マニュアルを作成するにあたっては、住民接種等において、医師会、薬剤師会や、医療機関等、関係機関にご協力をお願いすることになります。こういった点につきましても、できるだけ具体の記載について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>次、項番4でございます。「感染防止ネットワークを活用し、病院を含</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>めた情報の共有はできないか」というご意見でございます。このネットワークは現在、茨木保健所が中心となって、三師会や病院関係者が集まる会議を開催しておられます。計画の21ページをご覧ください。21ページの一番上になります。イ「発生前における医療体制の整備」というところに「保健所を中心として、医師会、歯科医師会、薬剤師会等地域の関係者と密接に連携を図りながら、本市の実情に応じた医療体制の整備を推進する」という形の記載で対応させていただくということとします。</p> <p>そのほか、第1回審議会と並行しまして、庁内の全部署に、計画に対する意見や実施体制についての意見を聴取し、既に策定しております市防災計画との整合性も踏まえて、実施体制や各部の役割について見直しを行いました。</p> <p>変更した内容につきまして、少しご説明させていただきたいと思えます。</p> <p>計画案の後ろの資料となります。参考1をご覧ください。向かって左側が修正前の文章になっておりまして、右側が修正後になっております。</p> <p>修正後の方をご覧ください。ちょうど真ん中になります。組織体制をご覧ください。市対策本部部員につきまして、表にさせていただいております。本市の防災計画に合わせまして、市長を本部長に、副本部長に危機管理監と両副市長の3人体制といたしました。また、修正前には、対策会議と市対策本部とは別に部長会議を設置しておりましたが、常設である対策会議と部長会議の構成員が同じということもありまして、対策会議に一元化いたしました。対策会議は、危機管理監を会長としまして、健康福祉部長を副会長という形で、事務局は総務部と健康福祉部の2本立てとしました。これによって、危機管理監は常設の対策会議の会長を務めるとともに、市対策本部が設置された場合は、筆頭の副本部長となりますので、一体的に対策を推進する体制に変えさせていただきました。</p> <p>また、前回の計画(案)の最終ページに参考資料で掲載しておりました各部の役割ですが、参考2の「茨木市新型インフルエンザ等対策本部に設置する部(案)」として、防災計画と整合性を図るといような形で、それぞれの役割に修正を加えて記載しております。ただ、この役割につきましては、計画の中に位置づけるのではなく、新型インフルエンザ等対策の変動や市の機構改革にも即時対応できるように、別途作成ということにいたしました。以上でございます。</p>
木村会長	<p>ただ今、前回の審議会において委員の先生方から頂戴した意見に対する市の対応について、事務局から説明いただきました。内容に関して、委員からご意見はございますか。</p> <p style="text-align: center;">(松島委員挙手)</p>
木村会長	<p>松島委員どうぞ。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
松島委員	<p>キャパシティのことですけれど、今の説明でもありましたように、ある程度の混乱は避けられないということですが、保健所と市と医療機関と相談しながらやっていくということですね。それから、茨木市の平時の医療体制は、若干周りの市と比べて少ないということをご認識いただいているということで、このような対応で良いのではないかと思います。</p> <p>また、キャパシティということに関しては、初期の対応、これは市が直接関係しているかどうか分かりませんが、初期の対応だけでなく、例えば重症者が発生した場合の対応に関しても、おそらく近隣の市と助け合わなくてはいけないということがあると思いますが、状況に応じて考えれば良いと思いますので、初期の対応としては、これによろしいのではないかと思います。</p>
木村会長	<p>ありがとうございました。それに関して、私も少しお尋ねしたいのですが。今の説明の中で、府が協力医療機関をあらかじめ登録するという旨を説明されたと思うのですが、そうした協力医療機関の間で、流行の状況を見ながら診療に関して融通し合うというのはいり得るのですか？</p> <p>これは、土生川先生の方にお聞きしたほうがいいのかも知れませんが。</p>
土生川委員	<p>協力医療機関は事前に登録して、病院名は非公表になっています。基本的な流れとしては、発生初期の段階だけになると思いますが、帰国者・接触者相談センターが設置されますので、そこに相談があつて、協力医療機関に紹介するという形になります。今、ご質問の件については、そこである程度調整できるのではないかと思います。ただ、患者さんが増えた時には、また違った医療体制に代わっていきますので、そこはまた考えないといけないと思いますけれども。</p>
木村会長	<p>分かりました。ということで、松島先生のご指摘の点については、そのような支援体制も含まれるということで、対応できるのではないかと期待しております。</p> <p>他にご意見ございませんでしょうか。</p> <p>それでは続きまして、議題の②の、「茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する大阪府の意見とその対応」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、資料2をご覧ください。</p> <p>市町村行動計画の策定にあたりましては、大阪府のご意見をお伺いすることとなっております。年末に大阪府のほうに計画（案）を提出いたしました。1月10日に大阪府のほうからのご意見を受理しました。その内容と対応についてご説明させていただきます。</p> <p>では項番1でございます。原文と対応結果を、左右で対照表にさせていただきました。20ページのところに、医療における「府（保健所）への（搬送等）協力・帰国者接触者外来リスト化協力」を追記ということで大阪府のほうからご意見をいただきました。ここは総論になります。本市計画26</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ページの未発生期の下段(5)医療において、「ア 府が行う臨時の医療施設等として転用できる施設のリスト化に協力する。イ 府が行う帰国者・接触者外来のリスト化に協力する。ウ 府が行う患者の搬送体制の確保に協力する。」と記載しておりますので、これで対応できるものと考えております。</p> <p>次ページ、項番2でございます。</p> <p>未発生期におきまして、(4)予防・まん延防止の地域対策及び職場対策の周知において「緊急事態宣言発出時における施設の使用制限の要請等の対策について周知準備」を追記するように、というご意見をいただきました。茨木市の計画の中には、左の原文のように書かせていただいております。その中にも、「感染拡大防止策について市民の理解の促進を図る」という記述にしております。そして、府内感染早期及び府内感染期の緊急事態宣言期におきましては、「府は以下対策を講じることになるので、その対策について適宜協力する。」と記載しております。その中に「施設の使用制限」として、35ページ、41ページに明記しておりますので、それで対応できるものと考えております。</p> <p>次、項番3でございます。府内未発生期の実施体制についてですが、「府対策本部が設置された際には、必要に応じて市対策本部（任意）を設置できるよう準備する。」としていたのですが、府対策本部が設置されますと、保健所設置市は必ず対策本部を設置しないといけないのですが、茨木市は保健所設置市ではありませんので、必ずしも任意の対策本部を設置することは必要ありませんが、内容が理解しにくいとのご意見を頂戴しましたので、「府対策本部が設置された際には、市対策本部（任意）の設置について検討する。」という文章に変えさせていただきました。</p> <p>では項番4でございます。府内発生早期において、予防まん延防止のところですが、市内で感染拡大防止策としまして、「国・府の要請に応じて、次の対策を講じる。」としまして、アからオまでの対策を記載させていただいております。府のご意見ですが、「市は、業界団体等を経由又は直接、市民、事業者等に対し、次の要請を行う」と修正を、とのことだったので、国からいただきました市町村計画作成の手引きによりますと、これをするのはやはり保健所設置市となっております。しかし、市もやはり実施していかないとけない対策だという理解をいたしましたので、府がおっしゃるとおり「市は業界団体等を経由又は直接、市民、事業者に対し、次の対策を講じる。」と記載することで対応いたします。</p> <p>次に、項番5でございます。府内発生早期におきまして、「市民生活及び市民経済の安定の確保」のところですが、「府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置」としまして、「生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視」を追記するよう検討をとの府のご意見でした。茨木市の場合、緊急事態宣言が発出されていない場合には書いていたのですが、発出されている場合には記載漏れとなっておりますので、これを追記するというように対応させていただきました。</p> <p>項番6でございます。府内感染期の実施体制ですが、修正前は「府と連</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
木村会長	<p>携し、発生段階の変更を協議する。」としておりましたが、これは府の役割となりますので「削除」ということでご意見を頂戴しておりますので、この文章は削除することで対応しております。</p> <p>最後に、7番になります。小康期の(5)医療ですが、「必要に応じ、流行の第二波に備え、府内感染期に講じた措置を適宜縮小、又は中止する。」と記述しておりましたが、府のご意見としましては、これは府が講じる措置ですので、「府が講じた措置を適宜縮小または中止することに協力する」というように修正とのご意見をいただきましたので、ご意見どおり対応させていただきます。</p> <p>府の方にお伺いしましたら、この対応につきましては、「検討」と表記あるものは最終的には市の判断ということをございました。「削除」と書かれた部分だけが必ず削除しないといけないと府からご意見を頂戴しております。市もできることはしていきたいと思っており、以上のような対応といたしました。府のご意見に対する対応は以上でございます。</p> <p>続きまして、議題③に移ります。1月10日から30日までパブリックコメントを募集しました。その結果について事務局からご説明願います。</p>
事務局	<p>まずは資料3をご覧ください。1枚めくっていただきまして、最初のほうから説明させていただきます。おひとりの方から12項目のご意見をいただきました。その内容について、ご説明させていただきます。まず項番1でございます。「(仮称)と表記されたのはなぜか。」とのご意見ですが、当初は名称を変更することも想定しておりましたので付けております。結果としては、名称変更はありませんでした。</p> <p>項番2でございます。「広報誌を通じ、わかりやすく、丁寧に、細かく説明してもらいたい。」とのご意見です。これにつきましては、インフルエンザの予防等も含めまして、今後、市広報、市ホームページにて周知予定としております。</p> <p>項番3でございます。「行動マニュアルを作成し、全戸配布されたい。」とのご意見ですが、マニュアルにつきましては、作成し、ホームページに掲載する予定としておりますが、全戸配布は予定していません。</p> <p>項番4でございます。「適宜、イラスト、photoを掲載」とのご意見ですが、この計画については、イラスト等の掲載は馴染まないと考えておりますので、計画の中には予定していません。</p> <p>項番5でございます。「巻末に、策定経過、委員名簿の記載を。」とのご意見ですが、計画については必要に応じて、修正を加えるものになりますので、今回の策定経過及び委員名簿のみを掲載することは、予定いたしていません。</p> <p>項番6でございます。「P.3 1行目「充実」の後に「強化」を記載」とのことです。この「充実」といいますのは、新型インフルエンザ等対策の「充実」のことなのですが、「充実」と記載することで、強化につながると認識しております。</p> <p>項番7でございます。「経済全体を社会経済全体に修正」とのご意見に</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>つきましては、広く意味を捉えるということで、ご意見のとおり修正させていただきます。</p> <p>項番8でございます。こちらについては、社会・経済への影響において「介護」を追加するようにとのご意見ですが、ここには「家族の世話」という記載がありますので、その中に「介護」の意図を含めております。</p> <p>項番9でございます。本市における「埋葬の執行」についてのご質問ですが、本市におきましては、現在、埋葬は実施しておりません。</p> <p>項番10でございます。35ページに書いてある「ア(ウ)中、<u>(2)以外の施設</u>とは、何をさすのか。」とのご意見に対しましては、こちらの記載誤りでしたので、<u>(1)以外</u>に修正いたします。</p> <p>項番11でございます。これは、医療の項目の部分ですけれど、2行目に「介護」と追記とのご意見でしたが、介護につきましては、次のページの「市民生活及び市民経済の安定」の項目中、43ページですね、特に「緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置」の中の要援護者の生活支援の中に既に介護という項目を記載しておりますので、ここでは記載いたしません。</p> <p>最後項番12の、「SNSはなぜア行に掲載しているのか。」というご意見だったのですが、「エヌエヌエヌ」と読みますので、ア行に掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
木村会長	<p>ただ今説明があった大阪府からの意見、並びに、募集しましたパブリックコメントに対する市の対応について、委員の皆さまからご意見等ございますか。</p>
望月委員	<p>少し細かいことで恐縮ですけれども、行動計画の中で、生活必需品の買占めが生じないようにというような文言がいろんなところで出てくるのですけれど、「呼びかける」とか「要請する」とか「調査・監視する」とかいろんな表現があるのですが、これは言葉の重みは何か違いがあるのですか。パッと今見たところですけど。</p>
事務局	<p>府と連携し、市は、買占め、売り惜しみがないよう調査・監視し、必要に応じて、要請することになるかと思えます。</p>
望月委員	<p>調査・監視ということも含め、監視するだけで、それ以上のことは行政では？</p>
事務局	<p>監視して、そういう事象があった場合は呼びかけ、要請するという形になるかと思えます。</p>
望月委員	<p>具体的に何か強制力を持つてするということは行政としてはできないということですか。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	そうですね。府は、「要請」という形で指導します。市も府と連携、協力しながら、事業者に要請することになるかと思います。
望月委員	行動計画とは直接関係ないのですが、流行期になると恐らく薬品については、一般消費者が直接購入するのは消毒薬とかマスクとそういったものが恐らく買占めというか、なかなか流通しなくなるようなことが前回の2009年の時に非常にありましたので、そういうのを防ぐ手立ては何かあるのかなという思いでちょっと質問したのですが。
事務局	感染の強度等や品物の不足の状況等を正確にお伝えするというので、そうした行動も抑制がきいてくるのかなと思っております。また、特措法等の中で、都道府県知事等行政の権限が明確化されておりますので、そういった社会の安定・秩序等においても行政が対応できるようになっていると理解しております
望月委員	分かりました。
木村会長	今の説明は、現実には買占めとか売惜しみが出てきた場合には、特措法に基づき何らかの対応がなされるというように理解してよろしいでしょうか。おそらく心配してらっしゃるのはその辺りのことだと思いますが。
事務局	医療機関等に対しては、都道府県知事のほうから、適切な医療を実施されるように要請していくこととなります。ただ、市民の方が買占めとかいうふうになると、どこまでご理解していただけるかということにかかってくるかと考えております。
望月委員	市民の買占めというよりも、買い占める以前の問題で、買い占める物がないような状態が2009年のときもあって、我々薬局で従業者が使うマスクですら入ってこないような状態があったので、もう少し前の段階で、流通とか卸とか製造業者とかその辺の段階の監視をしっかりしないと、恐らく買い占めるものもないような状況がもしかしたら起こるのではないかなと。
事務局	府の要請に協力しながら、刻々と状況は変化してまいりますので、正確な情報をいかに発信するかが有効ではないかと考えておりますので、その辺に留意してまいりたいと思っております。
木村会長	そういうことでよろしいでしょうか。
望月委員	はい。
木村会長	他の委員の皆様なにかございませんか。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
土生川委員	<p>行動計画にはそれぞれの機関の役割は書かれていますが、実際、発生した時は、行動計画通りに行けばそれでいいのですが、お互いに協力して対応していくことが大事だと思っておりますので、その時はよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>お願いいたします。</p>
木村会長	<p>ただ今の土生川委員の意見に尽くされていると思いますが、府と市の方々が協力し進めていくことを願っております。</p> <p>さて、今回の審議会におきましては、審議会委員からいただきました意見並びに大阪府からの意見、そして、市民の方々からのパブリックコメント等、色々なご意見に対する市の対応を説明いただきました。本日の審議会での協議の結果、本計画は、そのような色々なご意見を反映した計画とすることができたということを、委員の皆さまにご承認いただきたいと思います。</p> <p>それでは、本計画について、本審議会としましては、承認することとさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしと呼ぶ者あり)</p>
木村会長	<p>ありがとうございました。それでは、本審議会として、茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画について承認させていただきます。</p> <p>次に議題3の「その他」に移ります。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>本日の会議録につきましては、前回の会議録と同様、市のホームページで公開することになります。作成次第、委員の皆様にお送りさせていただきますので、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>今回ご承認いただいた本計画をもって、「茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画」とし、大阪府への報告及び3月の市議会に報告いたします。以上です。</p>
木村会長	<p>それでは、当審議会として、行動計画の策定に関する役割は終了したと考えます。委員の皆様には、議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p> <p>事務局これでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>本日は、ありがとうございました。今後、来年度以降になりますが、マニュアルを策定する予定としております。その際には、皆様の専門的なご意見等を頂戴させていただくこともあろうかと存じますので、引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは本会の閉会にあたりまして、健康福祉部長の石津よりご挨拶申</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
石津健康福祉 部長	<p>申し上げます。</p> <p>本日は、ご多忙のところ、本審議会にご出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>特措法に基づく初の市行動計画の策定に当たりましては、非常にタイトなスケジュールでありましたが、委員の皆様には、幅広く、専門的な見地でのご議論を重ねていただき、本当にありがとうございました。</p> <p>現在、国において特定接種の事前登録に向けた説明会が開催されるなど、いよいよ動き出してきたように感じております。</p> <p>平成26年度以降、本市におきまして、新型インフルエンザ等対策の推進に向け、マニュアルを作成することとなりますが、現時点では予定はまだ立っておりません。今後、皆様方のご意見を頂戴させていただくこともあろうかと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。</p>
木村会長 事務局	<p>それでは、これもちまして審議会を終了させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(閉会)</p>